

資産の運用に関する極めて重要な事項

一時払変額個人年金保険（複数勘定型）

特別勘定名	主たる投資対象となる投資信託
年金原資 最低保証型	SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）

年金原資最低保証型

< SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用） >

ファンドの状況

1. ファンドの性格

(1) ファンドの名称

SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）

以下、上記のファンドを「当ファンド」または「安定型」ということがあります。

(2) ファンドの目的及び基本的性格

イ 主としてわが国の公社債を主要投資対象とする国内債券マザーファンド（B号）内外の株式を主要投資対象とする国内株式マザーファンド（A号）および外国株式マザーファンド（A号）（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ロ 当ファンドが該当する商品分類は次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(3) ファンドの仕組み

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図等を行います。

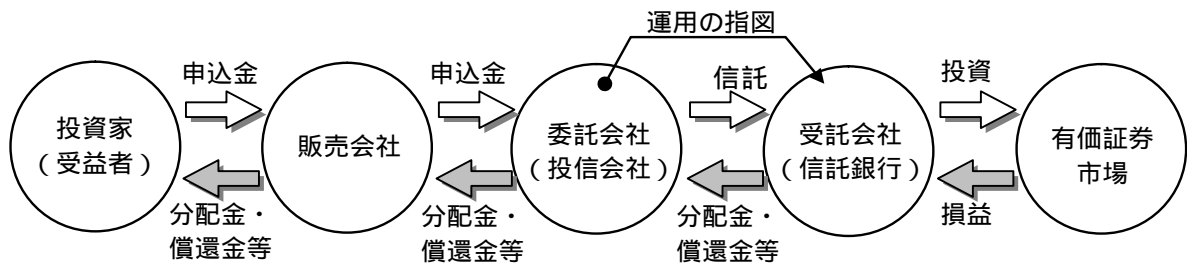
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社 「三井生命保険株式会社」

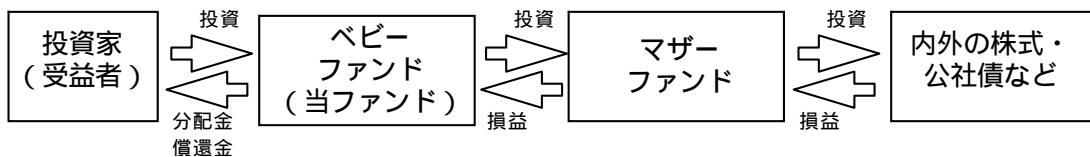
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの私募の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2. 投資方針等

(1) 投資方針

イ 基本方針

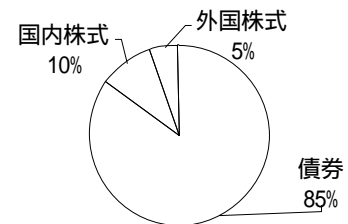
主としてわが国の公社債、内外の株式を主要投資対象とする3つのマザーファンド受益証券に投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として、国内債券マザーファンド(B号)受益証券、国内株式マザーファンド(A号)受益証券、外国株式マザーファンド(A号)受益証券に投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

(ロ) 基本資産配分比率は下記の通りです。ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。

債券	85%	株式		15%
		国内	10%	
		外国	5%	



(ハ) 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を、主として第1号から第3号までのマザーファンドの受益証券および第4号が

ら第 24 号までの有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国内株式マザーファンド（A号）受益証券
2. 国内債券マザーファンド（B号）受益証券
3. 外国株式マザーファンド（A号）受益証券
4. 株券または新株引受権証書
5. 国債証券
6. 地方債証券
7. 特別の法律により法人の発行する債券
8. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
9. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
10. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
11. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
12. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
13. コマーシャル・ペーパー
14. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
15. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 4 号から第 14 号までの証券または証書の性質を有するもの
16. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
17. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
18. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
19. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
20. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 4 号の証券または証書、第 15 号ならびに第 20 号の証券または証書のうち第 4 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 5 号から第 9 号までの証券および第 15 号ならびに第 20 号の証券または証書のうち第 5 号から第 9 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 16 号の証券および第 17 号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 運用体制

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

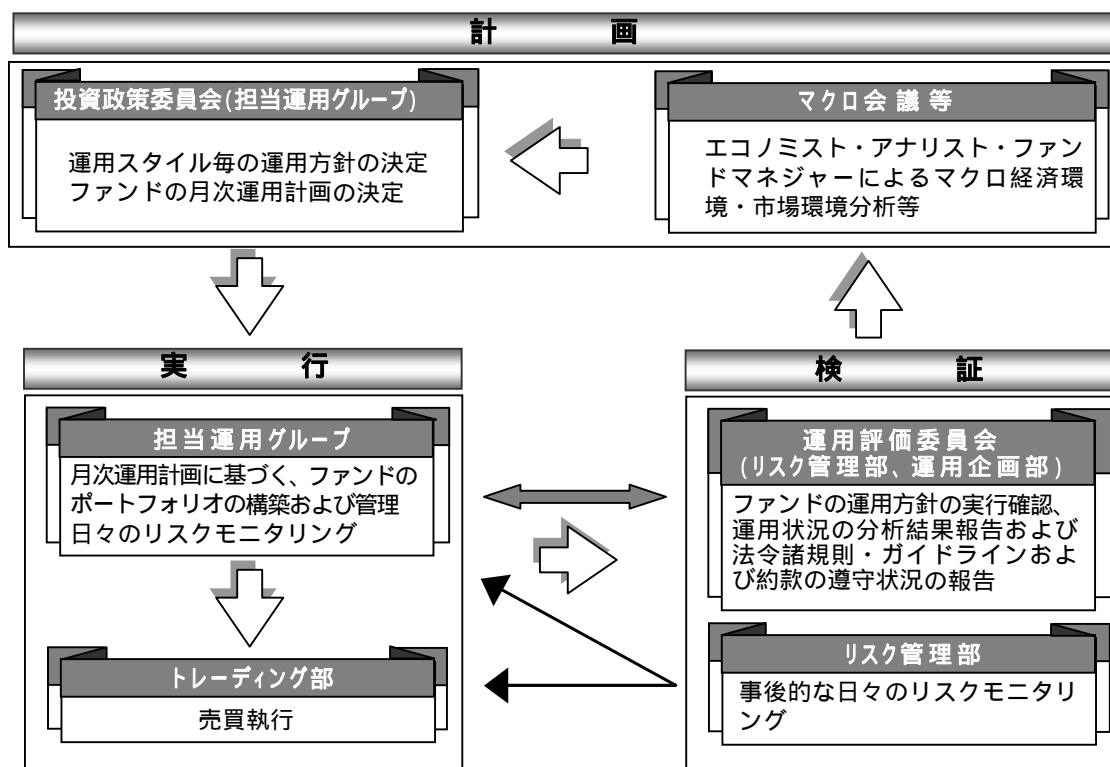
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

(ハ) 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は9名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。
ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

- (ロ) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)
- (ハ) マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (ホ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 同一発行体の発行する公社債への実質投資割合は、国債、政府保証債を除き、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (チ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (リ) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヌ) 公社債への投資は、取得時において、主要格付機関のいずれかよりA格相当以上の格付を付与されている銘柄とします。
- ロ ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限
- (イ) 投資する株式等の範囲
- 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 上記a.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - 信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (ハ) 先物取引等の指図
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 - 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (ニ) スワップ取引の指図
- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」といいます。)を行うこ

との指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- e. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- f. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ) 有価証券の貸付の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(ト) 公社債の空売りの指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- b. 上記 a. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(チ) 公社債の借入れの指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- b. 公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 公社債の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

(リ) 外貨建資産の投資制限

外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

(ヌ) 外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 外国為替予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る売予約とマザーファンドの信託財産に係る売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- c. 上記 b. においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該買予約の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売予約の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するために外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ル) 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(ロ) デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

八 法令に基づく投資制限

- (イ) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- (ロ)デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：マザーファンドの投資方針等〕

国内株式マザーファンド（A号）の投資方針等

（1）投資方針等

イ 基本方針

主としてわが国の株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。

（ロ）実際の運用にあたっては、マクロ経済分析をもとにしたトップダウンアプローチで行い、当社独自に定めるユニバースを構成する業種ごとの基準ウエイトから一定の範囲内で乖離をとる業種配分と、企業の中長期成長力およびバリュエーションを重視した銘柄選択により超過収益の獲得を目指します。

（ハ）株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2．投資方針等（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2．投資方針等（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号（第3号から第23号まで。ただし、第14号においては本邦通貨建表示のものに限ります。また、投資法人債券を除きます。）の有価証券に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2．投資方針等（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ニ）外貨建資産への投資は行いません。

（ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以内とします。

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ト）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

国内債券マザーファンド（B号）の投資方針等

（1）投資方針等

イ 基本方針

わが国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主としてわが国の公社債に投資し、中長期的にベンチマークであるNOMURA - B P I（総合）インデックスを上回る投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく投資制限

（イ）外貨建資産への投資は行いません。

（ロ）国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付を得ていることを条件とします。また、その場合、同一の発行体が発行した債券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（ハ）上記（ロ）の債券について、いずれの格付機関の格付けもBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

外国株式マザーファンド（A号）の投資方針等

（1）投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。

（ロ）委託会社内のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。

（ハ）原則として為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、株式市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。

（ニ）株式組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2. 投資方針等（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2. 投資方針等（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号（第3号から第23号まで。ただし、投資法人債券を除きます。）の有価証券に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2. 投資方針等（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ニ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ト）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 投資リスク

(1) 当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式や債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組入れた株式や債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

イ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

ロ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

ハ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ニ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

ホ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

ヘ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ト 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

チ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、そ

の結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リ 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(2) 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4. 運用状況

(1) 投資状況

平成 27 年 2 月 27 日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	2,375,577,000	22.59
地方債証券	日本	618,778,680	5.88
特殊債券	日本	2,741,532,240	26.07
社債券	日本	1,506,335,000	14.33
	アメリカ	907,833,000	8.63
	小計	2,414,168,000	22.96
親投資信託受益証券	日本	2,027,440,547	19.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		337,685,008	3.22
合計(純資産総額)		10,515,181,475	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

平成 27 年 2 月 27 日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド(A 号)	1,335,400,717	0.7466	997,010,176	0.9845	1,314,702,005			12.50
日本	国債証券	第3 2 9 回利付国債(10年)	1,200,000,000	104.11	1,249,320,000	104.72	1,256,712,000	0.800	2023/6/20	11.95
日本	国債証券	第3 3 5 回利付国債(10年)	1,100,000,000	100.80	1,108,800,000	101.71	1,118,865,000	0.500	2024/9/20	10.64
日本	特殊債券	第1 9 8 回政府保証首都高速 道路債券	800,000,000	101.33	810,696,000	100.41	803,288,000	1.300	2015/6/26	7.64
日本	親投資信託 受益証券	外国株式マザーファンド(A 号)	380,188,053	1.5101	574,121,979	1.8747	712,738,542			6.78
日本	地方債証券	平成1 6 年度第1 0 回神戸市 公募公債	618,000,000	101.19	625,391,280	100.12	618,778,680	1.500	2015/3/30	5.88
アメリカ	社債券	第1 6 回シティグループ・イン ク円貨債券	500,000,000	101.69	508,455,000	100.74	503,740,000	1.580	2015/9/16	4.79
日本	特殊債券	第5 回鉄道建設・運輸施設整備 支援機構債券	500,000,000	101.35	506,755,000	100.39	501,965,000	1.390	2015/6/19	4.77
日本	特殊債券	第1 6 4 号商工債(3年)	500,000,000	100.15	500,750,000	100.11	500,590,000	0.200	2016/9/27	4.76
日本	特殊債券	第4 7 回政府保証関西国際空 港債券	432,000,000	101.30	437,646,240	100.38	433,650,240	1.300	2015/6/17	4.12
日本	社債券	第8 回株式会社東京三菱銀行 無担保社債	400,000,000	101.74	406,964,000	100.56	402,276,000	1.640	2015/7/22	3.83
日本	社債券	第4 1 9 回九州電力株式会社 社債	400,000,000	100.61	402,452,000	100.44	401,792,000	0.650	2016/2/25	3.82
日本	特殊債券	第8 回都市再生債券	400,000,000	101.52	406,104,000	100.44	401,780,000	1.560	2015/6/19	3.82
日本	社債券	第1 1 回株式会社静岡銀行無 担保社債	400,000,000	101.31	405,252,000	100.39	401,568,000	1.370	2015/6/24	3.82
アメリカ	社債券	第1 4 回ゼネラル・エレクトリ ック・キャピタル・コーポ	300,000,000	102.35	307,062,000	101.23	303,714,000	1.840	2015/11/20	2.89

日本	社債券	第4回住友信託銀行株式会社 無担保社債	300,000,000	101.36	304,098,000	100.23	300,699,000	1.670	2015/4/28	2.86
アメリカ	社債券	第12回ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション	100,000,000	101.31	101,317,000	100.37	100,379,000	1.545	2015/6/3	0.95
日本	特殊債券	第726号農林債	100,000,000	100.43	100,430,000	100.25	100,259,000	0.500	2015/11/27	0.95

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

平成27年2月27日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	22.59
地方債証券	5.88
特殊債券	26.07
社債券	22.96
親投資信託受益証券	19.28
合計	96.79

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2期 (平成17年5月16日)	88,839,276,416	88,839,276,416	10,469	10,469
第3期 (平成18年5月15日)	88,410,326,959	88,410,326,959	10,715	10,715
第4期 (平成19年5月15日)	87,291,027,756	87,291,027,756	11,227	11,227
第5期 (平成20年5月15日)	81,197,562,218	81,197,562,218	11,085	11,085
第6期 (平成21年5月15日)	74,725,458,650	74,725,458,650	10,653	10,653
第7期 (平成22年5月17日)	73,566,325,927	73,566,325,927	11,157	11,157
第8期 (平成23年5月16日)	68,852,350,381	68,852,350,381	11,197	11,197
第9期 (平成24年5月15日)	63,913,218,023	63,913,218,023	11,129	11,129
第10期 (平成25年5月15日)	64,937,315,492	64,937,315,492	11,949	11,949
第11期 (平成26年5月15日)	41,295,193,251	41,295,193,251	11,994	11,994
平成26年2月末日	52,054,738,098		12,027	
3月末日	46,402,285,525		12,011	
4月末日	42,876,877,447		11,974	
5月末日	39,056,304,415		12,032	
6月末日	36,433,214,095		12,100	

7月末日	32,922,835,462		12,145
8月末日	28,740,611,124		12,145
9月末日	23,999,972,400		12,209
10月末日	21,261,378,740		12,210
11月末日	19,301,323,296		12,370
12月末日	15,883,781,619		12,405
平成27年1月末日	13,455,465,125		12,409
2月末日	10,515,181,475		12,513

分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第2期	平成16年5月18日～平成17年5月16日	0
第3期	平成17年5月17日～平成18年5月15日	0
第4期	平成18年5月16日～平成19年5月15日	0
第5期	平成19年5月16日～平成20年5月15日	0
第6期	平成20年5月16日～平成21年5月15日	0
第7期	平成21年5月16日～平成22年5月17日	0
第8期	平成22年5月18日～平成23年5月16日	0
第9期	平成23年5月17日～平成24年5月15日	0
第10期	平成24年5月16日～平成25年5月15日	0
第11期	平成25年5月16日～平成26年5月15日	0

収益率の推移

	収益率(%)
第2期	3.8
第3期	2.3
第4期	4.8
第5期	1.3
第6期	3.9
第7期	4.7
第8期	0.4
第9期	0.6
第10期	7.4
第11期	0.4
第12期(中間期)	2.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報：マザーファンドの投資状況・投資資産】

【国内株式マザーファンド（A号）】

（１）投資状況

平成 27 年 2 月 27 日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,208,329,530	98.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		27,570,627	1.23
合計(純資産総額)		2,235,900,157	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

平成 27 年 2 月 27 日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	13,800	7,319.50	101,009,100	8,063.00	111,269,400	4.98
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	102,400	667.54	68,356,096	777.70	79,636,480	3.56
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,800	7,078.36	41,054,488	7,420.00	43,036,000	1.92
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	9,000	4,298.98	38,690,849	4,759.50	42,835,500	1.92
日本	株式	ソニー	電気機器	11,300	2,514.61	28,415,093	3,414.50	38,583,850	1.73
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	29,200	1,094.65	31,963,942	1,264.00	36,908,800	1.65
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	19,300	1,702.39	32,856,127	1,901.00	36,689,300	1.64
日本	株式	キーエンス	電気機器	600	52,984.39	31,790,634	61,100.00	36,660,000	1.64
日本	株式	KDDI	情報・通信業	4,200	7,513.49	31,556,658	8,290.00	34,818,000	1.56
日本	株式	三菱商事	卸売業	14,000	2,199.70	30,795,800	2,390.50	33,467,000	1.50
日本	株式	日立製作所	電気機器	40,000	882.38	35,295,200	818.00	32,720,000	1.46
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	8,300	3,532.04	29,315,933	3,772.00	31,307,600	1.40
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	6,900	3,843.71	26,521,599	4,350.50	30,018,450	1.34
日本	株式	HOYA	精密機器	6,100	4,672.47	28,502,081	4,827.50	29,447,750	1.32
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	4,700	4,775.69	22,445,743	6,170.00	28,999,000	1.30
日本	株式	富士フィルムホールディングス	化学	6,600	3,666.26	24,197,316	4,122.50	27,208,500	1.22
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	122,000	206.17	25,153,411	220.50	26,901,000	1.20
日本	株式	南海電気鉄道	陸運業	49,000	479.86	23,513,140	529.00	25,921,000	1.16
日本	株式	トリドール	小売業	14,500	1,710.08	24,796,160	1,679.00	24,345,500	1.09
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	6,000	3,839.37	23,036,258	3,949.50	23,697,000	1.06
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	3,100	7,266.19	22,525,189	7,367.00	22,837,700	1.02
日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	3,300	5,539.87	18,281,571	6,816.00	22,492,800	1.01
日本	株式	三菱電機	電気機器	16,000	1,403.81	22,460,960	1,401.00	22,416,000	1.00
日本	株式	楽天	サービス業	11,100	1,616.36	17,941,596	1,992.00	22,111,200	0.99
日本	株式	日東電工	化学	2,900	6,894.01	19,992,629	7,580.00	21,982,000	0.98

日本	株式	富士重工業	輸送用機器	5,200	4,200.52	21,842,704	4,061.00	21,117,200	0.94
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	5,300	3,514.77	18,628,281	3,745.00	19,848,500	0.89
日本	株式	三井不動産	不動産業	6,000	3,166.50	18,999,000	3,286.50	19,719,000	0.88
日本	株式	すかいらーく	小売業	13,500	1,300.64	17,558,640	1,450.00	19,575,000	0.88
日本	株式	日立金属	鉄鋼	10,000	1,971.95	19,719,500	1,927.00	19,270,000	0.86

□ 種類別・業種別の投資比率

平成 27 年 2 月 27 日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.46
		建設業	2.76
		食料品	3.15
		繊維製品	0.67
		化学	7.03
		医薬品	4.24
		ゴム製品	0.77
		ガラス・土石製品	0.93
		鉄鋼	1.78
		非鉄金属	0.97
		金属製品	1.03
		機械	4.30
		電気機器	11.39
		輸送用機器	10.41
		精密機器	2.22
		その他製品	0.50
		電気・ガス業	1.38
		陸運業	4.28
		倉庫・運輸関連業	0.47
		情報・通信業	7.42
		卸売業	2.27
		小売業	4.56
		銀行業	10.76
証券、商品先物取引業	1.57		
保険業	3.14		
その他金融業	1.11		
不動産業	3.30		
サービス業	5.91		
合計			98.77

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

【外国株式マザーファンド(A号)】

(1) 投資状況

平成 27 年 2 月 27 日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,044,967,565	56.06
	ドイツ	109,676,916	5.88
	イギリス	109,220,399	5.86
	フランス	105,282,346	5.65
	カナダ	95,739,502	5.14
	アイルランド	60,593,939	3.25
	オーストラリア	54,019,237	2.90
	スイス	46,071,127	2.47
	オランダ	37,840,947	2.03
	イタリア	27,726,770	1.49
	スペイン	26,015,945	1.40
	香港	19,642,567	1.05
	シンガポール	14,623,115	0.78
	スウェーデン	14,403,537	0.77
	ノルウェー	14,108,331	0.76
	ジャージー	13,195,160	0.71
	フィンランド	12,409,358	0.67
	デンマーク	11,924,621	0.64
	ベルギー	11,224,152	0.60
キュラソー	9,365,204	0.50	
ケイマン諸島	5,321,480	0.29	
	小計	1,843,372,218	98.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,750,638	1.11
合計(純資産総額)		1,864,122,856	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄(上位 30 銘柄)

平成 27 年 2 月 27 日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,077	13,087.49	27,182,731	15,554.59	32,306,897	1.73
カナダ	株式	VALEANT PHARMACEUTICALS INTERN	医薬品・バイオテクノロジー・	1,340	15,328.26	20,539,880	24,047.74	32,223,983	1.73

			ライフサイエンス						
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	2,421	12,210.86	29,562,498	12,769.04	30,913,861	1.66
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア	4,361	6,595.63	28,763,547	7,054.82	30,766,072	1.65
アメリカ	株式	FEDEX CORP	運輸	1,431	20,966.47	30,003,024	20,824.54	29,799,920	1.60
オランダ	株式	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	資本財	4,529	6,101.85	27,635,293	6,398.83	28,980,326	1.55
アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	3,343	7,719.15	25,805,133	8,562.39	28,624,081	1.54
アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	5,403	4,764.83	25,744,412	5,234.76	28,283,410	1.52
アメリカ	株式	MYLAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,099	6,359.47	26,067,493	6,827.61	27,986,377	1.50
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	14,370	2,043.09	29,359,277	1,913.09	27,491,115	1.47
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	401	62,200.49	24,942,400	66,706.51	26,749,314	1.43
アメリカ	株式	JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	食品・飲料・タバコ	1,912	11,826.81	22,612,867	13,741.09	26,272,977	1.41
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	2,711	9,282.78	25,165,627	9,590.50	25,999,847	1.39
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,624	14,907.55	24,209,873	15,521.79	25,207,400	1.35
アイルランド	株式	ACTAVIS PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	729	30,890.93	22,519,488	34,562.06	25,195,742	1.35
アメリカ	株式	NASDAQ STOCK MARKET INC	各種金融	4,141	5,499.53	22,773,594	6,039.83	25,010,948	1.34
アメリカ	株式	BROWN-FORMAN CORPORATION	食品・飲料・タバコ	2,222	10,324.01	22,939,953	11,022.93	24,492,958	1.31
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,922	12,419.58	23,870,443	12,426.74	23,884,197	1.28
アメリカ	株式	WHIRLPOOL CORP	耐久消費財・アパレル	938	21,544.93	20,209,147	25,380.65	23,807,055	1.28
アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	小売	2,805	7,825.30	21,949,979	8,118.70	22,772,978	1.22
アメリカ	株式	MACY'S INC	小売	2,898	7,437.67	21,554,389	7,583.18	21,976,075	1.18
アメリカ	株式	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	銀行	1,962	10,464.74	20,531,839	10,991.92	21,566,153	1.16
アメリカ	株式	LINEAR TECHNOLOGY CORP	半導体・半導体製造装置	3,664	5,416.05	19,844,410	5,772.66	21,151,056	1.13
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	892	22,520.56	20,088,341	22,923.69	20,447,935	1.10
イタリア	株式	INTESA SANPAOLO	銀行	51,510	324.76	16,728,877	393.73	20,281,182	1.09
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	1,917	10,944.21	20,980,060	10,573.28	20,268,988	1.09
イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	エネルギー	5,019	3,736.02	18,751,107	4,031.26	20,232,914	1.09
アメリカ	株式	THE WALT DISNEY CO.	メディア	1,601	10,912.01	17,470,132	12,470.87	19,965,865	1.07
アメリカ	株式	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	素材	539	29,674.37	15,994,489	36,569.37	19,710,893	1.06
アメリカ	株式	MONSTER BEVERAGE CORPORATION	食品・飲料・タバコ	1,305	12,536.46	16,360,093	14,877.73	19,415,450	1.04

□ 種類別・業種別の投資比率

平成 27 年 2 月 27 日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	7.92
		素材	4.73
		資本財	7.86
		運輸	3.15
		自動車・自動車部品	1.14
		耐久消費財・アパレル	2.26
		消費者サービス	1.10
		メディア	3.96

	小売	6.00
	食品・生活必需品小売り	0.69
	食品・飲料・タバコ	6.74
	ヘルスケア機器・サービス	3.67
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.77
	銀行	10.97
	各種金融	3.98
	保険	4.33
	不動産	1.26
	ソフトウェア・サービス	6.73
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.53
	電気通信サービス	2.27
	公益事業	3.21
	半導体・半導体製造装置	1.60
合計		98.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

平成27年6月に国内債券への投資は「国内債券マザーファンド（B号）」へ変更。
 以下は、参考情報として記載した「国内債券マザーファンド（B号）」の運用状況です。

【国内債券マザーファンド（B号）】

（１）投資状況

平成 27 年 2 月 27 日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	30,792,457,700	72.86
特殊債券	日本	2,395,919,542	5.67
社債券	日本	8,297,024,000	19.63
	アメリカ	505,700,000	1.20
	小計	8,802,724,000	20.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		273,076,509	0.64
合計(純資産総額)		42,264,177,751	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

平成 27 年 2 月 27 日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第 2 8 0 回利付国債 (10年)	3,300,000,000	103.20	3,405,600,000	102.45	3,380,982,000	1.900	2016/6/20	8.00
日本	国債証券	第 3 2 9 回利付国債 (10年)	2,400,000,000	102.92	2,470,203,000	104.72	2,513,424,000	0.800	2023/6/20	5.95
日本	国債証券	第 3 3 5 回利付国債 (10年)	2,300,000,000	100.63	2,314,551,000	101.71	2,339,445,000	0.500	2024/9/20	5.54
日本	国債証券	第 3 4 8 回利付国債 (2年)	2,100,000,000	100.19	2,104,074,000	100.16	2,103,528,000	0.100	2017/1/15	4.98
日本	国債証券	第 3 3 4 回利付国債 (10年)	1,900,000,000	101.36	1,925,948,000	102.76	1,952,440,000	0.600	2024/6/20	4.62
日本	国債証券	第 3 2 7 回利付国債 (10年)	1,800,000,000	102.56	1,846,146,000	104.72	1,885,104,000	0.800	2022/12/20	4.46
日本	国債証券	第 1 4 5 回利付国債 (20年)	1,600,000,000	105.32	1,685,178,000	110.99	1,775,984,000	1.700	2033/6/20	4.20
日本	国債証券	第 3 3 2 回利付国債 (10年)	1,400,000,000	101.05	1,414,700,000	102.96	1,441,566,000	0.600	2023/12/20	3.41
日本	国債証券	第 1 4 8 回利付国債 (20年)	1,300,000,000	104.02	1,352,339,000	106.88	1,389,544,000	1.500	2034/3/20	3.29
日本	国債証券	第 3 3 6 回利付国債 (10年)	1,200,000,000	102.14	1,225,702,000	101.61	1,219,356,000	0.500	2024/12/20	2.89
日本	国債証券	第 1 2 2 回利付国債 (5年)	1,100,000,000	99.98	1,099,835,000	100.14	1,101,573,000	0.100	2019/12/20	2.61
日本	国債証券	第 1 4 7 回利付国債 (20年)	800,000,000	104.71	837,732,000	108.89	871,128,000	1.600	2033/12/20	2.06
日本	国債証券	第 1 5 0 回利付国債 (20年)	800,000,000	105.78	846,307,000	104.57	836,592,000	1.400	2034/9/20	1.98
日本	国債証券	第 2 0 回利付国債(3 0年)	600,000,000	117.42	704,526,000	123.77	742,662,000	2.500	2035/9/20	1.76
日本	国債証券	第 1 2 6 回利付国債 (20年)	500,000,000	112.10	560,515,000	117.31	586,575,000	2.000	2031/3/20	1.39

日本	国債証券	第42回利付国債(30年)	500,000,000	106.62	533,103,000	106.74	533,725,000	1.700	2044/3/20	1.26
日本	国債証券	第30回利付国債(30年)	400,000,000	114.24	456,980,000	120.30	481,212,000	2.300	2039/3/20	1.14
日本	国債証券	第92回利付国債(20年)	400,000,000	115.61	462,440,000	118.55	474,216,000	2.100	2026/12/20	1.12
日本	国債証券	第132回利付国債(20年)	400,000,000	106.62	426,492,000	112.24	448,992,000	1.700	2031/12/20	1.06
日本	国債証券	第111回利付国債(20年)	350,000,000	116.36	407,284,500	120.43	421,522,500	2.200	2029/6/20	1.00
日本	国債証券	第4回利付国債(40年)	300,000,000	114.98	344,940,000	118.88	356,640,000	2.200	2051/3/20	0.84
日本	国債証券	第34回利付国債(30年)	300,000,000	112.59	337,785,000	118.66	355,998,000	2.200	2041/3/20	0.84
日本	国債証券	第84回利付国債(20年)	300,000,000	114.27	342,816,000	116.86	350,598,000	2.000	2025/12/20	0.83
日本	国債証券	第36回利付国債(30年)	300,000,000	108.26	324,789,000	114.23	342,708,000	2.000	2042/3/20	0.81
日本	国債証券	第134回利付国債(20年)	300,000,000	108.01	324,036,000	113.63	340,911,000	1.800	2032/3/20	0.81
日本	国債証券	第135回利付国債(20年)	300,000,000	106.38	319,155,000	112.15	336,462,000	1.700	2032/3/20	0.80
日本	特殊債券	第5回中日本高速道路株式会社社債	300,000,000	107.08	321,258,000	106.11	318,348,000	1.860	2018/9/20	0.75
日本	社債券	第69回三菱商事株式会社無担保社債	300,000,000	106.43	319,296,000	105.81	317,439,000	1.990	2018/5/22	0.75
日本	国債証券	第297回利付国債(10年)	300,000,000	105.60	316,827,000	105.20	315,600,000	1.400	2018/12/20	0.75
日本	国債証券	第45回利付国債(30年)	300,000,000	108.64	325,944,000	101.67	305,025,000	1.500	2044/12/20	0.72

□ 種類別の投資比率

平成27年2月27日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	72.86
特殊債券	5.67
社債券	20.83
合計	99.35

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ファンドの経理状況

以下の情報は、当ファンドの平成25年5月16日から平成26年5月15日までの計算期間の財務諸表から抜粋して記載したものです。

当ファンドは平成25年5月16日から平成26年5月15日までの財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

【SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）】

1 貸借対照表

（単位：円）

	第10期 （平成25年5月15日現在）	第11期 （平成26年5月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,165,260,648	2,469,945,376
国債証券	41,551,395,110	25,031,349,500
地方債証券	2,945,272,979	1,128,766,280
特殊債券	3,809,915,520	3,473,150,240
社債券	5,085,626,000	2,735,500,000
親投資信託受益証券	10,382,147,312	7,145,417,175
未収利息	187,168,609	128,381,348
前払費用	11,596,419	-
その他未収収益	234,167	202,568
流動資産合計	65,138,616,764	42,112,712,487
資産合計	65,138,616,764	42,112,712,487
負債の部		
流動負債		
未払解約金	51,543,407	691,353,045
未払受託者報酬	16,593,108	13,970,473
未払委託者報酬	132,744,757	111,763,718
その他未払費用	420,000	432,000
流動負債合計	201,301,272	817,519,236
負債合計	201,301,272	817,519,236
純資産の部		
元本等		
元本	54,344,559,320	34,430,262,818
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,592,756,172	6,864,930,433
（分配準備積立金）	9,590,463,643	6,485,819,588
元本等合計	64,937,315,492	41,295,193,251
純資産合計	64,937,315,492	41,295,193,251
負債純資産合計	65,138,616,764	42,112,712,487

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第10期		第11期	
	自 平成24年5月16日 至 平成25年5月15日		自 平成25年5月16日 至 平成26年5月15日	
営業収益				
受取利息	686,338,631		698,949,547	
有価証券売買等損益	4,142,147,118		160,998,276	
その他収益	234,167		202,568	
営業収益合計	4,828,719,916		538,153,839	
営業費用				
受託者報酬	33,286,106		30,759,933	
委託者報酬	266,288,649		246,079,351	
その他費用	840,000		852,000	
営業費用合計	300,414,755		277,691,284	
営業利益又は営業損失()	4,528,305,161		260,462,555	
経常利益又は経常損失()	4,528,305,161		260,462,555	
当期純利益又は当期純損失()	4,528,305,161		260,462,555	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	70,776,391		106,622,626	
期首剰余金又は期首欠損金()	6,483,524,028		10,592,756,172	
剰余金増加額又は欠損金減少額	-		-	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-		-	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-		-	
剰余金減少額又は欠損金増加額	348,296,626		3,881,665,668	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	348,296,626		3,881,665,668	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-		-	
分配金	-		-	
期末剰余金又は期末欠損金()	10,592,756,172		6,864,930,433	

3 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	第11期 自平成25年5月16日 至平成26年5月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10期 (平成25年5月15日現在)	第11期 (平成26年5月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	54,344,559,320口	34,430,262,818口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1,194円 (10,000口当たりの純資産額 11,949円)	1口当たり純資産額 1,1994円 (10,000口当たりの純資産額 11,994円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第10期 自平成24年5月16日 至平成25年5月15日	第11期 自平成25年5月16日 至平成26年5月15日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(835,105,295円)費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(337,751,881円)収益調整金(1,002,292,529円)および分配準備積立金(8,417,606,467円)より、分配対象収益は10,592,756,172円(1万口当たり1,949.16円)ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(409,736,227円)費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)収益調整金(379,110,845円)および分配準備積立金(6,076,083,361円)より、分配対象収益は6,864,930,433円(1万口当たり1,993.84円)ですが、分配を行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	第11期 自平成25年5月16日 至平成26年5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、親投資信託受益証券を組入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価</p>

	<p>格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期 (平成26年5月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 10 期 (自 平成 24 年 5 月 16 日 至 平成 25 年 5 月 15 日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	480,273,250 円
地方債証券	25,080,525 円
特殊債証券	42,401,960 円
社債証券	30,662,000 円
親投資信託受益証券	4,015,893,972 円
合計	3,437,476,237 円

第 11 期 (自 平成 25 年 5 月 16 日 至 平成 26 年 5 月 15 日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	144,261,500 円
地方債証券	14,053,360 円
特殊債証券	36,642,280 円
社債証券	30,516,000 円
親投資信託受益証券	123,044,132 円
合計	102,429,008 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 11 期 (自 平成 25 年 5 月 16 日 至 平成 26 年 5 月 15 日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 10 期 (平成 25 年 5 月 15 日現在)	第 11 期 (平成 26 年 5 月 15 日現在)
期首元本額	57,429,693,995 円	54,344,559,320 円
期中追加設定元本額	0 円	0 円
期中一部解約元本額	3,085,134,675 円	19,914,296,502 円